

【資料1】 武道教室等の実施状況

①武道系の教室（ワークショップ）

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
柔道 年長・ 小学生1 (水曜日)	年長 小学生	378	4	40	R4.4～ R5.3	施設職員	年長 1,500 小学生 1,500
柔道 年長・ 小学生2 (金曜日)	年長 小学生	363	4	40	〃	施設職員	年長 1,500 小学生 1,500
柔道 中学生以上1 (水曜日)	中学生 高校生 学生 一般	289	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
柔道 中学生以上2 (金曜日)	中学生 高校生 学生 一般	202	4	40	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
剣道 初心者1 (水曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	65	4	40	〃	施設職員	幼児 1,500 小学生 1,500 中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
剣道 初心者2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	136	4	40	R4.4～ R5.3	施設職員	幼児 1,500 小学生 1,500 中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
剣道 経験者1 (水曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	400	4	40	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
剣道 経験者2 (金曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	706	4	40	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
弓道 未経験者 1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	1 1 8	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 未経験者 2 (木曜日)	一般	2 0	4	4 0	〃	施設職員	一般 3,000
弓道 経験者 1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	3 2 8	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 経験者 2 (木曜日)	一般	2 8 2	4	4 0	〃	施設職員	一般 3,000
弓道 未経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	8 8	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	3 1 3	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
空手道 初心者 (月曜日)	年長 小学生	6 4 7	4	4 0	〃	外部講師	幼児 1,500 小学生 1,500
空手道 中級者 (月曜日)	小学生 中学生	5 4 3	4	4 0	R 4. 4 ~ R 5. 3	外部講師	小学生 1,500 中学生 1,500
なぎなた 1 (火曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 3 6	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
なぎなた 2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 8 2	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
銃剣道 1 (月曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 3 4	4	4 0	〃	施設職員	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
銃剣道 2 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 3 5	4	4 0	〃	施設職員	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
相撲 1 (月曜日)	小学生 中学生	8 0	4	4 0	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
相撲 2 (土曜日)	小学生 中学生	1 3 4	4	4 0	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
カンフー体操 1 初心者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	5 9 6	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500
カンフー体操 2 経験者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	4 6 8	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500

②運動・健康づくりの教室（ワークショップ）

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
ストレッチ・ トレーニング 一般 1 (火曜日)	一般	3 1 0	4	4 0	R 3. 4 ~ R 4. 3	施設職員	一般 4,000
ストレッチ・ トレーニング 一般 2 (木曜日)	一般	4 5 8	4	4 0	〃	施設職員	一般 4,000
ゆったり運動 (木曜日)	一般	1 6 4	4	4 0	〃	施設職員	一般 4,000

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
のびのび運動 (木曜日)	年中 年長 小学 1,2年	577	4	40	〃	施設職員	年中・年長 2,000 小学生 2,000

### ③道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室 (クリニック)

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
弓道 クリニック	中学生 高校生 学生 一般	12	1	R5.3.21	施設職員	1人500

### ④短期開催型の武道 (スポーツ) 教室

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
小学生 スポーツ 体操・体育合宿	小学生	23	1	R4.8.3～ R4.8.5	施設職員 外部講師	1人6,000
剣道教室合宿	小学生 中学生	26	1	R4.9.17～ R4.9.18	施設職員 外部講師	1人2,000

## (2) イベント実施状況

### ●主催事業

#### ①武道合同体験会 (フリーマーケットは中止)

目的：各種武道を実施することにより、武道に親しみ、理解と興味を深め、県内の武道人口拡大を目的とする。また、県民一人ひとりが体力や年齢に応じ武道・スポーツに親しむことで、健康で明るい生活を営むことができることを目指す。

実施内容：各武道団体(10団体)で体験ブースをつくり、いろいろな武道を体験してもらおう(同時に開催予定していたフリーマーケットは感染防止対策のため中止)。

実施時期：R5.3.18

収入：体験会は無料、フリーマーケットは中止のため無し

参加人数：合計300人

## ②空手道教室昇級審査

目的：鳥取県立武道館空手道教室に参加する生徒を対象に、審査による昇級によって、参加者のモチベーション、技術等の向上を目的とする。

実施内容：外部から審査委員を招いて、昇級審査を1期につき1回、合計年間4回計画し、4回実施した。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため審査委員はマスク着用、受審者も審査中以外はマスク着用を徹底して実施した。

実施時期：第1回 R4.6.20 34人受審  
第2回 R4.9.12 15人受審  
第3回 R4.12.12 16人受審  
第4回 R5.3.13 12人受審

参加人数：合計77人

収入：受審者1人につき500円×77人=38,500円

## ③ローソンカップ小学生柔道大会

目的：鳥取県内の小学生を対象に、競技力の向上、正しい技術の習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全育成を図る。

実施内容：小学1年生から4年生までは学年別の男女混合、小学校5年生・6年生男子は学年別男子の部、小学校5・6年生は合同で女子の部として、7部門の個人戦を行った。

実施時期：R4.9.11

収入：1人500円×109名=54,500円

参加人数：選手109人

## ④ローソンカップ小学生剣道大会

目的：鳥取県の小学生・幼児（年長）を対象に、基本を主眼として、剣道の正しい技術習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全な育成を図る。

実施内容：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、出場チームを低学年、高学年の各部門1団体につき1チームまでに制限し、5人の団体戦を行った。全日本剣道連盟ガイドラインにのっとり、選手もマスク着用で大会を実施した。

実施時期：R4.12.18

収 入：低学年の部 1チーム（6名（補員含））3,000円×16チーム  
高学年の部 1チーム（6名（補員含））3,000円×20チーム  
※1チーム6名×1人500円として算出

参加人数：選手178名

#### ⑤鳥取県立武道館鏡開き式

目 的：年頭にあたり、1年の武道の上達、心身の発達を願い、武道の修業始めとして演武・競技紹介および稽古会を行い、武道の普及・発展・振興を目的とする。

実施内容：参加競技団体による演武・競技紹介、書道パフォーマンスは感染対策により中止、参加者による初稽古会のみ実施した。

実施時期：R5.1.8

収 入：参加料無料

参加人数：170人

#### ●公益財団法人日本武道館共催事業

鳥取県公立武道館協議会（鳥取県立武道館他13施設加盟）と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を派遣いただき、武道・普及振興のための「地方青少年武道錬成大会」、「地域社会武道指導者研修会」を実施するもの。

#### ⑥令和4年度鳥取県（鳥取市）地方青少年相撲錬成大会

目 的：青少年錬成を通して健全育成を目指し、相撲の基本動作と技術を正しく身に付けることにより向上と発展に寄与する。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による県内中高生への実践指導基本練習、四股、すり足などの実技稽古等を行った。

実施時期：R4.6.17～19（会場：鳥取城北高校相撲場）

収 入：参加料無料

参加人数：37人

#### ⑦令和4年度鳥取県（米子市）地方青少年銃剣道錬成大会

目 的：小学生・中学生・高校生を対象に、基本錬成を主眼とする銃剣道錬成大会を開催し、銃剣道の正しい指導のもとに、心身の練磨と相互の親睦を図り、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による中国地区から参加した小学生、中学生、高校生への基本技、応用技などの反復錬成と試合稽古や講義を行った。

実施時期：R4.7.16～18（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：24人

⑧令和4年度鳥取県（米子市）地域社会弓道指導者研修会

目的：研修にて修練の目標をたて、正しき技術力を得ることを目指し、技術錬磨はもとより更なる指導力の強化を図り、後の修練・育成に生かすことを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による射技及び体配指導。射技研修、持的射礼、一つの射礼等の射礼研修等による指導法や指導力向上の実践稽古を行った。

実施時期：R4.11.19～21（会場：鳥取県立武道館）

収入：参加料無料

参加人数：27人

⑨令和4年度鳥取県（米子市）地域社会銃剣道指導者研修会

目的：指導者の技量向上と指導力の向上に資すると共に、初心者に対して銃剣道指導及び安全な指導の習得を目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による基本技・応じ技・応用技、形の指導。初心者に対しての基本技、安全な指導法等の習得を実践。

実施時期：R4.12.3～5

収入：参加料無料

参加人数：18人

【資料2】

○鳥取県立武道館の利用料金

令和元年9月27日  
鳥取県告示第261号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第176号(鳥取県立武道館の利用料金について)は、令和元年9月30日限り廃止する。

1 利用料金

(1) 武道館利用料

区分				単位	金額		
一般利用	一般			1人1回につき	150円		
				1人1月につき	1,620円		
				1人6月につき	7,120円		
				回数券11枚につき	1,520円		
専用利用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,830円		
				2分の1面1時間につき	910円		
				3分の1面1時間につき	610円		
				4分の1面1時間につき	400円		
				6分の1面1時間につき	300円		
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,660円	
		営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,370円	
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	30,550円
		小道場(1)	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円
						2分の1面1時間につき	200円
	入場料等を徴収するとき。			全面1時間につき	1,010円		
				営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき
	入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	8,140円			
	小道場(2)		営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円
						2分の1面1時間につき	200円
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,010円	
営利を目的とする場合			入場料等を徴収しないとき。		全面1時間につき	5,090円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,140円	
弓道場		近的			全面1時間につき	610円	
	2分の1面1時間につき				300円		
	遠的			全面1時間につき	610円		
				2分の1面1時間につき	300円		



	相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	710円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,420円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	5,090円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	8,140円	
研修室(1)				1時間につき	350円
研修室(2)				1時間につき	350円
研修室(3)				1時間につき	100円
会議室				1時間につき	760円
放送室				1時間につき	300円
師範室及び控室				1時間につき	100円
エントランス・ホワイエ(50m <sup>2</sup> あたり)				1時間につき	50円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
  - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区分	単位	金額
武道タイマー(柔道用)	1台1回につき	250円
的前審判用表示器(弓道用)	一式1回につき	150円
試合用マット(空手用)	一式1回につき	200円
風呂(相撲場)	1回につき	1,010円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式(柔道・空手道)	一式1回につき	200円
試合用設備一式(剣道・なぎなた・銃剣道)	一式1回につき	100円
空手用タイマー(モルテン)	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	1,010円
長机	1脚につき	20円
折りたたみ椅子	1脚につき	10円
ワイヤレスアンプ(マイク1本含む。)	1台1回につき	1,010円

マイク	2本目から1本1回につき	200円
電子ポット	1台1回につき	50円
スクリーン	2台目から1台1回につき	200円
ドラムコード(延長コード)	1台1回につき	100円
ストップウォッチ	1個1回につき	50円
電子笛	1個1回につき	50円
イベントパネル(パーティーション)	1枚1回につき	50円
DVDプレーヤー	1台1回につき	1,010円
体重計	1台1回につき	200円
ホワイトボード	2枚目から1台1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区分		金額(1時間につき)	
		冷房	暖房
主道場	全面	4,880円	4,370円
	2分の1面	2,440円	2,240円
主道場観覧席	全面	610円	500円
小道場(1)	全面	1,930円	1,520円
小道場(2)	全面	1,930円	1,520円
相撲場	全面	1,320円	910円
弓道場(床暖房)	近的		400円
	遠的		200円
会議室		250円	250円
研修室(1)		100円	100円
研修室(2)		100円	100円
研修室(3)		40円	40円
師範室及び控室		50円	50円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

【資料3】鳥取県立武道館利用料減免基準

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

減免事由	減免率
施設利用料	
<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事から別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料またはこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき（県内のものに限る。）</p>	
<p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。</p>	
<p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。</p>	10/10
<p>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。</p>	10/10
<p>エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。</p>	10/10
<p>オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。</p>	10/10
<p>（ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p>	
<p>（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p>	
<p>（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p>	10/10
<p>2 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。</p>	10/10
<p>ア 全県の生徒を対象とする場合</p>	
<p>イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合</p>	10/10
<p>3 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定め</p>	10/10
	1/2



(ア) 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	
(イ) 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	10/10
6 要介護者など及びその介護者が社会参加の目的で利用するとき。	1/2
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。	
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が専用利用するとき。	10/10
(ア) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	
(イ) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	10/10
7 幼児、児童、生徒又は学生が一般利用するとき。	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
	10/10
9 とっとり県民の日（9月12日）、9月の第2土曜日並びにその翌日の利用料金（設備利用料を除く）。	
なお、専用利用にあっては、ふさわしい行事を行う場合に限る。	10/10
10 その他武道の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	
鳥取県が武道の振興を図るために利用するとき。	10/10
設備利用料及び冷暖房利用料	
11 1により利用する場合は、施設利用料の他に設備利用料及び冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき料金についても減免する。	10/10
その他	
12 3ーイ、5ーイ、6ーイにより専用利用料金を減免できる場合とは、入場料及びこれに類するものを徴収するもの及び物品等の販売を主たる目的とした利用以外に利用する場合とする。	





アクセスマップ



交通機関のご案内

- JR米子駅からタクシーで.....約15分
- 米子鬼太郎空港からタクシーで.....約15分
- 米子インターチェンジへ.....約15分
- バス (JR米子駅前から上福原三柳線、住宅団地・鉄鋼センター行)  
自衛隊正門前下車 .....約5分

駐車場

150台・ハートフル駐車場6台/駐輪場100台

鳥取県立武道館

〒683-0853 米子市両三柳3192-14  
TEL.0859-24-9300 FAX.0859-24-9311  
<http://www.budoukan.jp/>

鳥取県立武道館



鳥取県立武道館



主道場

床面積1,634㎡(通常6面、全国大会4面) ※660畳  
観客席955席・身障者対応席6席



小道場(1)床面積540㎡(通常2面) ※288畳

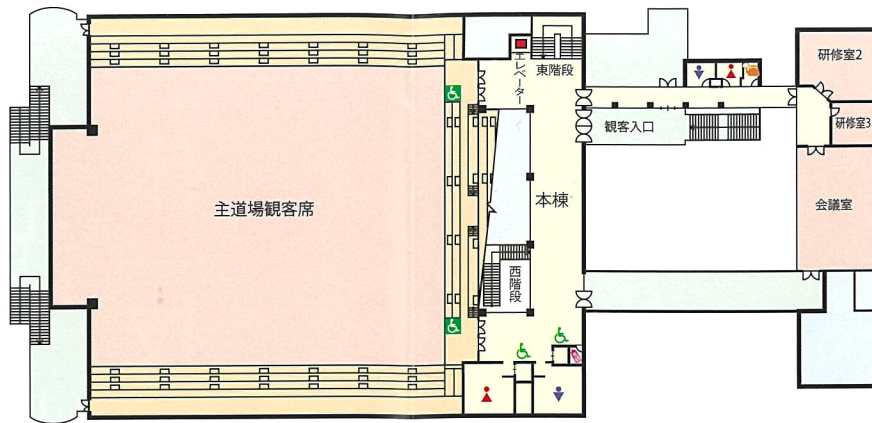


小道場(2)床面積540㎡(通常2面) ※288畳



## 2F

- 本棟
- 主道場観客席
- 会議室
- 研修室2.3
- 放送室



### 研修室(1)

定員54名

約50人での会議が可能な中型の研修室。武道大会のルールミーティング等で使用されています。



### 研修室(2)

定員36名

約40人での会議が可能な中型の研修室。スタンドグラスをくぐり抜けた光がきれいです。



### 研修室(3)

定員12名

小規模のミーティングに最適な小型の研修室。サークルや私的な用途にお使いください。



### 会議室

定員100名

100人での会議が可能な当館最大の会議室。企業様の会議、研修等に最適です。



## 1F

- 本棟
- 主道場
- 小道場1.2
- 師範室1.2.3
- 研修室1
- 更衣室
- 弓道場
- 近的射場
- 遠的射場
- 巻藁室
- 師範室4
- 更衣室
- 相撲場
- 相撲場
- 屋外土俵
- 控室
- 更衣室

- ♂ 男性トイレ
- ♀ 女性トイレ
- ♂ 男性シャワー室
- ♀ 女性シャワー室
- ♂ 男性更衣室
- ♀ 女性更衣室
- 🍷 給湯室
- ♿ 車イス
- 🚬 喫煙所
- 👶 授乳室

【資料5】施設の入館者数及び収入状況

令和4年度 管理施設の利用に係る利用者数及び利用料金の収入状況

別紙2  
(単位:人)

区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
主道場	非営利	有料	903	1,321	3,515	1,594	911	1,620	2,240	2,027	1,744	1,154	1,672	2,481	21,182	
		減免	499	1,268	290	485	0	639	521	860	230	0	0	0	0	4,792
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	有料	903	1,321	3,515	1,594	911	1,620	2,240	2,027	1,744	1,154	1,672	2,481	21,182	
		減免	499	1,268	290	485	0	639	521	860	230	0	0	0	0	4,792
小道場	非営利	有料	2,567	2,165	2,632	2,120	1,926	2,113	2,320	2,271	1,767	1,392	2,010	1,728	25,011	
		減免	263	264	159	305	111	292	427	67	116	27	18	19	2,068	
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	有料	2,567	2,165	2,632	2,120	1,926	2,113	2,320	2,271	1,767	1,392	2,010	1,728	25,011	
		減免	263	264	159	305	111	292	427	67	116	27	18	19	2,068	
弓道場	弓道場	有料	379	704	696	350	468	264	500	429	374	50	882	311	5,407	
		減免	200	300	0	12	22	0	12	10	0	0	0	0	556	
	小計	有料	379	704	696	350	468	264	500	429	374	50	882	311	5,407	
相撲場	非営利	有料	15	20	90	19	17	0	18	15	80	0	16	15	305	
		減免	100	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	263	
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	有料	15	20	90	19	17	0	18	15	80	0	16	15	305	
		減免	100	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	263	
研修室等	研修室	有料	867	885	1,283	1,069	672	929	1,148	1,161	951	677	897	1,253	11,792	
		減免	39	58	56	138	3	90	132	4	3	3	3	1	530	
	会議室	有料	896	730	839	474	421	494	814	821	694	596	722	673	8,174	
		減免	0	60	60	20	0	60	101	0	0	0	0	0	301	
	放送室	有料	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	
		減免	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
師範室及び控え室	有料	213	252	335	295	159	230	263	227	233	145	253	227	2,832		
	減免	48	65	36	37	0	25	61	52	20	0	0	0	344		
小計	有料	1,976	1,867	2,461	1,838	1,252	1,653	2,225	2,209	1,878	1,420	1,872	2,153	22,804		
	減免	87	183	152	195	3	176	294	56	23	3	3	1	1,176		
エントランス・ホワイエ	有料	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	
	減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般利用 (シャワー利用含む)	有料	138	133	137	167	139	130	166	121	72	107	109	126	1,545		
	減免	180	204	122	160	190	160	180	146	89	76	97	160	1,764		
スポーツ教室	有料	590	823	825	781	650	768	845	752	508	596	697	550	8,385		
	減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イベント	有料	0	0	34	0	0	315	0	0	516	170	0	312	1,347		
	減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	有料	6,568	7,033	10,399	6,869	5,363	6,863	8,314	7,824	6,939	4,890	7,258	7,676	85,996		
	減免	1,329	2,369	723	1,157	326	1,267	1,434	1,139	458	106	118	193	10,619		
前年度利用者合計		6,175	6,967	7,011	5,221	5,655	5,343	6,591	8,447	6,356	3,469	2,923	6,029	70,187		
対前年比(%)		127.8	134.9	158.6	153.7	100.6	152.1	147.8	106.1	116.3	144.0	252.3	130.5	137.6		

(単位:円)

当年度施設使用料収入額(A)	432,430	506,460	946,160	736,210	674,635	677,705	641,285	584,040	578,330	392,950	569,220	613,570	7,352,995
教室参加料収入額(B)	542,500	14,000	508,500	195,500	53,000	473,750	113,250	12,750	382,750	107,750	14,500	3,500	2,421,750
イベント収入額(C)	0	10,500	6,500	0	4,500	58,000	0	10,000	85,000	0	0	6,000	180,500
自動販売機手数料収入額(D)	0	240,666	255,756	242,549	193,954	197,307	197,250	198,138	211,879	171,992	114,736	353,751	2,377,978
雑収入額(E)	37,280	38,360	1,510	1,250	2,530	600	123,472	2,410	970	141,160	1,950	590	352,082
当年度収入額	1,012,210	809,986	1,718,426	1,175,509	928,619	1,407,362	1,075,257	807,338	1,258,929	813,852	700,406	977,411	12,685,305
前年度収入額	927,300	771,007	1,281,573	932,844	873,183	1,039,471	792,163	778,730	1,156,820	637,224	470,025	577,547	10,237,887
対前年比(%)	109.1	105.0	134.0	126.0	106.3	135.3	135.7	103.6	108.8	127.7	149.0	169.2	123.9



【資料6】収支状況

正味財産増減計算書

令和 5年 4月27日 9時49分

一般正味財産増減の部

指定正味財産増減の部

【税込】

3月～(期末決算)

自 4年 4月 1日

至 5年 3月 31日

[00000900] 公益財団法人 鳥取県スポーツ協会  
(0905) 鳥取県立武道館管理運営

勘定科目	前月残高	当 月 発 生		当月残高
		借 方	貸 方	
施設使用料収益	6,739,425		613,570	7,352,995
教室参加料収益	2,418,250		3,500	2,421,750
イベント収益	174,500		6,000	180,500
【事業収益】	9,332,175		623,070	9,955,245
県委託料	72,066,000	1,445,400	7,344	70,627,944
【受取補助金等】	72,066,000	1,445,400	7,344	70,627,944
雑収益	351,492		590	352,082
自販機手数料	2,024,227		353,751	2,377,978
【雑収益】	2,375,719		354,341	2,730,060
【経常収益計】	83,773,894	1,445,400	984,755	83,313,249
事)給料手当	17,672,050	2,610,750		20,282,800
賃金	3,326,940		608,960	3,935,900
事)福利厚生費	4,131,744	1,213,581		5,345,325
事)報酬		149,830		149,830
事)職員手当	6,037,734	778,055		6,815,789
事)旅費交通費	115,485	24,898		140,383
事)通信運搬費	325,281	28,993		354,274
事)消耗品費	972,139	954,880		1,927,019
修繕費	774,510	1,138,555		1,913,065
事)印刷製本費	444,741	93,258		537,999
事)燃料費	139,613	125,691		265,304
光熱水料費	13,819,807	1,265,789		15,085,596
事)貸借料	333,100	79,208		412,308
事)保険料	298,750	36,000		334,750
租税公課	3,255,300	421,832		3,677,132
事)報償費	737,332	137,500		874,832
食糧費	166,644	46,200		212,844
事)手数料	1,102,588	94,365		1,196,953
委託料	9,679,429	4,938,907		14,618,336
負担金補助	22,144	150,507		172,651
備品購入費		275,110		275,110
【事業経費】	63,355,331	15,172,869		78,528,200
【事業費】	63,355,331	15,172,869		78,528,200
【経常費用計】	63,355,331	15,172,869		78,528,200
(評損調整前当期経常増減額)	20,418,563	16,618,269	984,755	4,785,049
(当期経常増減額)	20,418,563	16,618,269	984,755	4,785,049
雑損	280,430			280,430
【他経常外費用】	280,430			280,430
【経常外費用計】	280,430			280,430
(当期経常外増減額)	Δ280,430			Δ280,430
他会計振替額		414,325	262,205	Δ152,120
【他会計振替額】		414,325	262,205	Δ152,120
(税引前当期一般正味財産増減)	20,138,133	17,032,594	1,246,960	4,352,499
(当期一般正味財産増減額)	20,138,133	17,032,594	1,246,960	4,352,499
一般正味財産期首残高	4,660,448			4,660,448
(一般正味財産期末残高)	24,798,581	17,032,594	1,246,960	9,012,947

勘定科目	前月残高	当 月 発 生		当月残高
		借 方	貸 方	
指定正味財産期首残高	152,880			152,880
(指定正味財産期末残高)	152,880			152,880
(正味財産期末残高)	24,951,461	17,032,594	1,246,960	9,165,827

令和3年度収支状況（武道館）

（単位：円）

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	5,682,990
	教室参加料収益	1,897,400
	イベント収益	40,000
	雑収益	276,120
	自動販売機手数料	2,341,377
	県委託料	指定管理料 66,518,400 キャッシュレス委託料 6,222
収入合計		76,762,509
支出項目	給料手当	20,524,756
	賃金	3,984,710
	福利厚生費	5,883,642
	報酬	141,600
	職員手当	6,791,466
	旅費交通費	106,469
	通信運搬費	377,427
	消耗品費	1,537,441
	修繕費	2,064,260
	印刷製本費	539,064
	燃料費	112,042
	光熱水料費	9,667,541
	賃借料	412,308
	保険料	282,020
	租税公課	3,688,437
	報償費	645,800
	食糧費	100,904
	手数料	1,388,287
	委託料	15,045,136
負担金補助	172,811	
備品購入費	656,335	
支出合計		74,122,456
収入合計 - 支出合計		2,640,053

令和2年度収支状況（武道館）

（単位：円）

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	4,368,170
	教室参加料収益	1,955,450
	イベント収益	55,000
	雑収益	461,196
	自動販売機手数料	2,177,762
	県委託料	指定管理料 67,537,000 キャッシュレス委託料 5,000
収入合計		76,559,578
支出項目	給料手当	20,434,600
	賃金	3,853,650
	福利厚生費	5,925,084
	職員手当	7,975,180
	旅費交通費	95,229
	通信運搬費	372,111
	消耗品費	1,395,838
	修繕費	2,425,280
	印刷製本費	517,729
	燃料費	74,908
	光熱水料費	9,671,326
	賃借料	412,308
	保険料	264,070
	租税公課	4,115,974
	報償費	745,706
	食糧費	102,074
	手数料	1,244,073
	委託料	15,804,312
負担金補助	242,270	
備品購入費	497,442	
支出合計		76,169,164
収入合計 - 支出合計		390,414

令和元年度収支状況（武道館）

（単位：円）

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	8,578,800
	教室参加料収益	2,018,150
	イベント収益	60,000
	雑収益	466,122
	自動販売機手数料	2,779,354
	県委託料	指定管理料 66,860,000 キャッシュレス決済業務 2,297
収入合計		80,764,723
支出項目	給料手当	20,522,144
	賃金	3,130,550
	福利厚生費	5,958,169
	報酬	391,261
	職員手当	8,215,332
	旅費交通費	209,630
	通信運搬費	345,145
	消耗品費	1,146,893
	修繕費	2,774,108
	印刷製本費	645,545
	燃料費	108,270
	光熱水料費	12,958,966
	賃借料	189,540
	保険料	278,670
	租税公課	3,371,893
	報償費	891,528
	食糧費	310,033
	手数料	1,027,219
	委託料	15,904,132
	負担金補助	170,027
備品購入費	199,286	
支出合計		78,748,341
収入合計－支出合計		2,016,382

## ○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日  
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

## 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施



行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料8】行政財産の目的外使用許可の状況

施設名 県立武道館

### 1 指定管理者において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間
コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	自販機（飲料）設置	1台	H31.4.1～R6.3.31
えびす本郷（株）	自販機（飲料）設置 自販機（アイス）設置	6台 1台	H31.4.1～R6.3.31□
ダイドーウエストベンディング（株）	自販機（飲料）設置	3台	H31.4.1～R6.3.31□
アシード（株）	自販機（飲料）設置	4台	H31.4.1～R6.3.31□

### 2 県において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間	現在の使用料の額
（株）中海テレビ放送	CATVケーブル施設	1.4㎡	H31.4.1～R6.3.31	（土地） 年額1,500円 （建物） 年額19,920円

【資料9】貸付物品一覧表

	備品番号	品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
538	41204521	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
539	41204522	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
540	41204523	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
541	41204524	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
542	41204525	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
543	41204526	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
544	41204527	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
545	41204528	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
546	41204529	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
547	41204530	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
548	41204531	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
549	41204532	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
550	41204533	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
551	41204534	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
552	41204535	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
553	41204536	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
554	41204537	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
555	41204538	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
556	41204539	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
557	41204540	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
558	41204541	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
559	41204542	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
560	41204543	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
561	41204544	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
562	41204545	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
563	41204546	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
564	41204547	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
565	41204548	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
566	41204627	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
567	41204628	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
568	41204629	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
569	41204630	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
570	41204631	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
571	41204632	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
572	41204633	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
573	41204634	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
574	41204635	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
575	41204636	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
576	41204637	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
577	41204650	両袖机	コクヨSD-BS147D33F11NM	20000824	58,800	15	県立武道館
578	41204651	両袖机	コクヨSD-BS147D33F11NM	20000824	58,800	15	県立武道館
579	41204660	耐火金庫	コクヨHS-24KF1NM	20000824	179,340	20	県立武道館
580	41204663	食器収納ユニット	コクヨBK-RUISW	20000824	73,710	15	県立武道館
581	41204664	両袖机	コクヨMG-701CT	20000824	107,730	15	県立武道館
582	41204665	演台	コクヨWA-120N	20000824	106,470	8	県立武道館
583	41204666	演台	コクヨWA-12N	20000824	88,200	8	県立武道館
584	41204667	演壇	コクヨWA-C1TNN	20000824	93,240	8	県立武道館
585	41204742	車イス	コクヨHE-2KR540N	20000824	58,800	10	県立武道館
586	41204743	車イス	コクヨHE-2KR540N	20000824	58,800	10	県立武道館

587	41204744	車イス	コクヨHE-2KR540N	20000824	58,800	10	県立武道館
588	41204749	アームチェアー	天童木工T-5689	20000824	98,205	8	県立武道館
589	41204750	アームチェアー	天童木工T-5689	20000824	98,205	8	県立武道館
590	41204753	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
591	41204754	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
592	41204755	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
593	41204756	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
594	41204757	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
595	41204758	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
596	41204759	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
597	41204760	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
598	41204761	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
599	41204762	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
600	41204763	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
601	41204764	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
602	41204765	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
603	41204766	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
604	41204767	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
605	41204768	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
606	41204769	回転イス	天童木工T-5685	20000824	57,120	8	県立武道館
607	41204770	弓道場用幕	幕縄・房付, 県章2個入	20000823	241,500	3	県立武道館
608	41204771	相撲場用幕	14m物×2張 幕縄・房付	20000823	294,000	3	県立武道館
609	41204772	相撲用四隅房	人絹糸製	20000823	315,000	3	県立武道館
610	41204773	長胴太鼓	樺1尺8寸	20000823	790,000	3	県立武道館
611	41204774	エンジン芝刈機	ワンダーモア-RCD-4800PL	20001005	166,950	15	県立武道館
612	41204779	ターボリンシート専用巻取機	380-001	20001003	63,000	3	県立武道館
613	41204780	ターボリンシート専用巻取機	380-001	20001003	63,000	3	県立武道館
614	41204781	大型フローア姿見	2830	20001011	166,320	3	県立武道館
615	41204782	記載台	コクヨBF-BD10S	20001128	90,804	3	県立武道館
616	41204783	傘入れ袋スタンド	コクヨNS-45ST	20001128	99,750	8	県立武道館
617	41204784	傘入れ袋スタンド	コクヨNS-45ST	20001128	99,750	8	県立武道館
618	41204797	巻き藁台	H1300杉	20001128	54,600	3	県立武道館
619	41204798	巻き藁台	H1300杉	20001128	54,600	3	県立武道館
620	41204799	巻き藁台	H1300杉	20001128	54,600	3	県立武道館
621	41204800	巻き藁台	H1200杉	20001128	53,550	3	県立武道館
622	41204801	巻き藁台	H1200杉	20001128	53,550	3	県立武道館
623	41204802	巻き藁台	H1100杉	20001128	52,500	3	県立武道館
624	41204803	巻き藁台	H1100杉	20001128	52,500	3	県立武道館
625	41204804	巻き藁台	H1100杉	20001128	52,500	3	県立武道館
626	41204805	太鼓台	杉	20001128	70,350	3	県立武道館
627	41204811	ワイドテレビ	ナショナルTH-36FP15	20001128	241,500	5	県立武道館
628	41204813	デジタルビデオデッキ	ナショナルNV-DHE10	20001128	178,500	5	県立武道館
629	41204815	池水利ピット蓋	1000×1000	20001013	89,250	15	県立武道館
630	41204816	池水利ピット蓋	1000×1500	20001013	99,750	15	県立武道館
631	41204817	カメラ	EOSキッス28~30	20010104	64,890	5	県立武道館
632	41204821	音響設備用木製ラック	WR-202B	20001221	51,450	8	県立武道館
633	41204822	ステレオミキサ	M-200	20001221	175,350	5	県立武道館
634	41204823	グラフィックイコライザー	E-1231	20001221	69,300	5	県立武道館
635	41204824	パワーディストリビューター	FD-1130	20001221	72,975	5	県立武道館
636	41204825	デュアルパワーアンプ	P-120D	20001221	109,725	5	県立武道館
637	41204826	デュアルパワーアンプ	P-120D	20001221	109,725	5	県立武道館

638	41204827	デュアルパワーアンプ	P-240DH	20001221	175,350	5	県立武道館
639	41204828	ダイバシティワイヤレスチューナー	WT-1812	20001221	87,150	5	県立武道館
640	41204829	接続ケーブル	—	20001221	61,950	5	県立武道館
641	41204832	ステレオダブルカセットデッキ	FD-20	20001221	69,825	5	県立武道館
642	41204833	CDプレイヤー	CD-30	20001221	57,330	5	県立武道館
643	41204834	ビジネスキッチン	コクヨBK-W120F1	20010109	59,514	5	県立武道館
644	41204835	投込マット	—	20010109	143,640	3	県立武道館
645	41204836	投込マット	—	20010109	143,640	3	県立武道館
646	41204842	会議テーブル	コクヨWT-91D	20010119	155,400	8	県立武道館
647	41204843	会議テーブル	コクヨWT-R91D	20010119	115,500	8	県立武道館
648	41204844	会議テーブル	コクヨWT-R91D	20010119	115,500	8	県立武道館
649	41204846	屋外土俵用シート骨組	ミズノ	20001124	126,000	3	県立武道館
650	41204848	大型ファー姿見	No. 1019	20001122	168,000	3	県立武道館
651	41204849	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
652	41204850	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
653	41204851	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
654	41204852	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
655	41204853	音声応答装置	ATD39R	20001201	67,515	6	県立武道館
656	41204856	下駄箱	ポリ合板	20010202	273,000	8	県立武道館
657	41204857	棚	ポリ合板L2545	20010206	146,790	8	県立武道館
658	41204858	棚	ポリ合板L2890	20010206	151,830	8	県立武道館
659	41204859	棚	ポリ合板L2490	20010206	146,790	8	県立武道館
660	41204860	開放型石油ストーブ	KBR-173(A) 対流ファン付	20010201	74,550	6	県立武道館
661	41204861	開放型石油ストーブ	KBR-173(A) 対流ファン付	20010201	74,550	6	県立武道館
662	41204862	屋内土俵用シート	ニシオカ	20010301	118,650	3	県立武道館
663	41204863	液晶プロジェクター	ナショナルTH-L795T	20010228	1,039,500	5	県立武道館
664	41204864	液晶プロジェクター移動用専用台	ナショナルAS-700	20010228	110,250	5	県立武道館
665	41204865	三脚スタンド式スクリーン	ナショナルVPSパウダー100	20010228	178,500	5	県立武道館
666	41204866	審判用表示器	収納箱	20010308	187,950	3	県立武道館
667	41204867	遠的場の前表示器	—	20010315	357,000	3	県立武道館
668	41204872	アルミ連はしご	NHL2-83	20010308	56,700	15	県立武道館
669	41204874	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
670	41204875	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
671	41204876	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
672	41204877	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
673	41204878	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
674	41204879	弓道用御幕	幕縄・房付	20010308	241,500	5	県立武道館
675	41204884	なぎなた用打込台	木製	20010316	63,000	3	県立武道館
676	41204885	入口看板	—	20010315	103,425	8	県立武道館
677	41204886	催物看板	—	20010315	92,085	8	県立武道館
678	41204887	催物看板	—	20010315	92,085	8	県立武道館
679	41204888	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館
680	41204889	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館
681	41204890	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館
682	41204891	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館
683	41204897	ワイドテレビ	ナショナルTH-36FP15	20010313	466,200	5	県立武道館
684	41204900	空気清浄機	リコーAS-176S	20010314	402,675	6	県立武道館
685	41204902	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館
686	41204903	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館
687	41204904	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館
688	41204905	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館

689	41204908	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
690	41204909	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
691	41204910	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
692	41204911	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
693	41204914	米式担架	KI-5353	20010309	68,250	10	県立武道館
694	41204915	米式担架	KI-5353	20010309	68,250	10	県立武道館
695	41204926	空手用反則表示器	セノ-ES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
696	41204927	空手用反則表示器	セノ-ES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
697	41204928	空手用反則表示器	セノ-ES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
698	41204929	空手用反則表示器	セノ-ES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
699	41204930	空手用型競技得点板	セノ-ES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
700	41204931	空手用型競技得点板	セノ-ES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
701	41204932	空手用型競技得点板	セノ-ES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
702	41204933	空手用型競技得点板	セノ-ES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
703	41601797	ターボリンシート巻取器	LP-1	20030331	94,500	3	県立武道館
704	41601798	ターボリンシートハンガー	LP-2	20030331	63,000	3	県立武道館
705	41601838	長胴太鼓	檜 1尺6寸 耳なし	20040331	399,000	5	県立武道館
706	41601839	武徳道場用台	1尺6寸	20040331	70,875	3	県立武道館
707	41601840	弓道用移動式看的板一式	木製	20040331	697,620	3	県立武道館
708	41601841	ショーケース	ZEGARO ZHA-6202	20040331	277,200	8	県立武道館
709	41604069	フロアシートハンガー	ミズシマ工業 380-003	20050331	114,975	3	県立武道館
710	42500236	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業(有) FJ1000-F	20130607	850,185	3	県立武道館
711	42600950	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
712	42600951	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
713	42600952	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
714	42600953	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
715	42600954	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
716	42600955	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
717	42700248	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業有限公司 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
718	42700249	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業有限公司 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
719	42700250	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業有限公司 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
720	42700251	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業有限公司 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
721	42700368	柔道畳	全日本柔道連盟「公認畳」SV27「豪快」	20150722	10,011,600	8	県立武道館
722	42800106	柔道畳	全日本柔道連盟「公認畳」SV27「豪快」	20160531	13,866,120	8	県立武道館
723	50000937	柔道畳	早川繊維工業株式会社 全日本柔道連盟「公認畳」SV27「豪快」	20171110	13,716,000	8	県立武道館
724	50005355	AED(自動体外式除細動器)	パナソニック製(ハートスターH81+ 心電図/呼吸モニター/M507A 大人用/小児用/幼児用/M507A AED専用シート)は含まれる	20191211	162,800	5	県立武道館
725	50005529	ワイヤレスアンプー式	ユニペックス 防滴型ワイヤレスアンプ WA-372CD等	20200128	194,546	5	県立武道館

【資料10】リース契約一覧

リース名	期間	契約額（月額）
複写機（複合機）	H31.4.1～ R6.3.31	機械維持料金 5,000 円（税別） コピー料金別途
多機能電話システム	R2.4.1～ R6.3.31	月額賃貸借料金 16,790 円（税別）

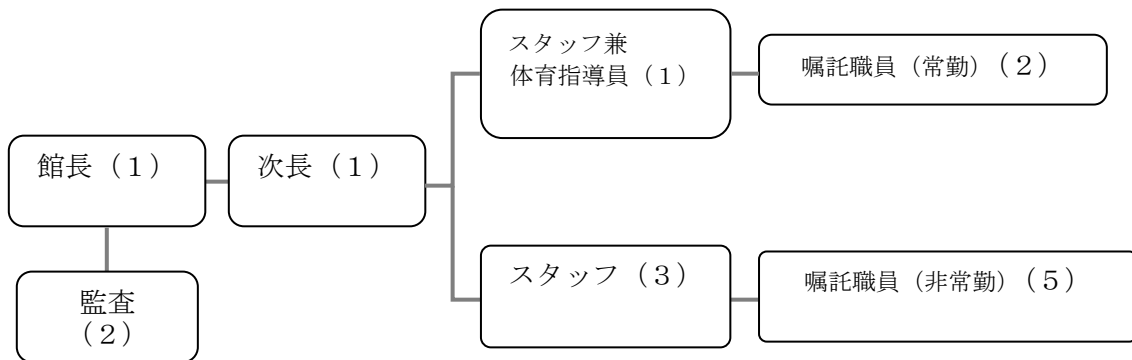
## 【資料 1 1】 現状の職員体制

### (1) 管理運営の組織

#### ①実施体制

- ・施設の統括責任者として館長 1 名
- ・管理運営責任者として次長 1 名
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計 6 名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤） 5 名（毎日 1～3 名）
- ・監事（2 名）

#### ○武道館管理運営体制図



#### ②資格技術者の配置

##### ア 防火管理者（正職員）

甲種防火管理者 1 名

##### イ 電気主任技術者（委託可）

委託先：本田電気管理事務所（県内事業者）

委託期間：H 3 1 . 4 . 1～R 6 . 3 . 3 1



## 【資料 1 2】 修繕実績

### 施設名：鳥取県立武道館

令和元年度

月	内容	金額
4	2階会議室照明器具更新	388,800
6	インターホン取替	28,404
6	消防設備不備改修	127,764
6	非常放送設備予備電池取替	248,400
6	道場入口外扉自動扉開閉装置取替	388,800
7	ワイヤレスマイク修理	20,520
7	誘導灯予備電池取替	15,120
7	シロッコファン取替工事	105,840
8	1階廊下出入口カーテン、レール取付	60,480
8	2階EV室空気ファンVベルト交換	8,640
8	1階事務室横男子トイレ フラッシュバルブ修理	90,720
9	2階避難口誘導灯本体器具取替	198,720
9	池バルブ取替一式	45,360
12	事務室中央監視装置UPS バッテリー・ファン修繕	379,500
12	弓道場照明器具 1台取替工事	55,000
1	弓道場屋根修繕工事	38,500
2	遠的場シャッター把手修繕	9,900
3	2階身障者用トイレ自動 フラッシュバルブ修理	40,700
3	近的場シャッター修繕	5,500
3	弓道場床再生工事	352,000
3	消防設備不備改修	37,400
3	研修室(1) 暗幕カーテン取替	128,040
合計		2,774,108

令和2年度

月	内容	金額
6	相撲場廊下、職員通用口誘導灯取替工事	480,700
7	街路灯安定器取替工事	75,900
7	1階小道場前身障者用トイレ 自動フラッシュバルブ取替工事	25,300
8	2階男子便所前身障者用トイレ 自動フラッシュバルブ取替工事	25,300
8	発電機室ゴムホース等交換	324,500
8	空調機室スプリンクラー設備制御弁室消防設備不備改修	16,500
11	道場入口下駄箱室ダウンライト取替	101,200
11	2階給湯室換気扇取替	41,800
12	会議室フィルター交換	25,300
1	主道場排煙窓ワイヤー交換	51,700
1	弓道場天井換気扇取替	47,300
2	旗掲揚ポール修繕工事	241,780
3	応接室前出入口、主道場誘導灯予備電池取替	28,600
3	職員通用口タイル補修工事	77,000
3	電気室給気ファン修繕工事	202,400
3	正面入り口柱木部柱防腐剤塗装	161,700
3	2階入口自動扉駆動装置一式更新	297,000
3	エントランス・ホワイエ空調機湿度制御系統 デジタル指示調節計ACU-1温度指示調節計修繕	201,300
合計		2,425,280

## 令和3年度

月	内容	金額
4	弓道場ネット修繕工事	484,000
4	非常連絡装置電源基盤、 かご操作盤内タイマー基盤取替工事	80,740
4	停電灯ランプ、電源装置取替工事	150,810
6	非常用連絡装置バッテリー取替工事	57,310
7	空気調和機系統冷温水管漏水修繕	92,400
8	1F事務所 ブラインド取替修繕	72,600
8	消火ポンプ設備修繕	331,100
9	相撲場控室雨漏り修繕	99,000
9	師範室（1）・（3）網戸修繕	48,400
9	小道場（1）カーテン（高窓）取付工事	187,000
10	屋外土俵外灯修繕工事	115,500
10	小道場（1）排煙オペレーター装置修理	44,000
2	弓道場用具庫11換気扇取替工事	44,000
3	主道場横消火栓配管修繕	168,300
3	誘導灯予備電池取替	59,400
3	スクリーン修繕（パンタグラフアーム交換）	29,700
合計		2,064,260

## 令和4年度

月	内容	金額
4	小道場（1）ドア脱落改修工事	16,500
5	2階電気室タッチパネルバッテリー取替工事	17,600
7	弓道場近的三連突き出し窓修理	75,240
7	2階エントランス授乳側渡り廊下扉及び鍵修理	38,500
7	駐車場舗装補修	50,600
8	2階会議室GHP応急対応	56,100
9	3階会議室GHPファンベルト交換	58,300
10	機械室給気ファンVベルト交換	18,700
10	主道場観客席カーテン取付工事	200,970
12	相撲場制御温度指示調節計修繕	222,200
1	弓道場近的横引き折れ戸修理	19,800
2	駐車場舗装補修	132,000
2	弓道場横屋外照明取替工事	46,200
3	印刷機リソグラフ修理	15,785
3	主道場観客席カーテン取付工事	200,970
3	駐車場舗装補修	165,000
3	エントランス水飲み場壁塗装工事	30,800
3	用具庫（2）天井換気扇取替工事	55,000
3	弓道場遠的投光器LED化工事	275,000
3	中央監視装置メインシステム用バッテリー取替	108,900
3	中央監視システムリモートユニット用 バッテリー交換	108,900
合計		1,913,065